

令和4年度介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画書
 ※（令和4年度介護職員処遇改善支援補助金への対応について）

介護職員の方へ、令和4年度処遇改善対応について通知いたします。

平成30年度から介護職員処遇改善「加算Ⅰ」への対応、更には令和元年度10月から介護職員等特定処遇改善「加算Ⅰ」への対応を行っており、引き続き賃金改善及び職場環境の改善を行います。

また、令和4年2月から9月までの間「介護職員処遇改善支援補助金」への対応として、介護職員等のベースアップ引上げを実施することと、賃上げ効果の継続に資するよう措置を講じています。

労働環境を整備するとともに研修等を積極活用することによって、介護職員に対して処遇改善を図り、令和4年度も継続して処遇改善計画の届出を下記のとおり行います。

記

(注1)

No.	項 目	金 額 (単位:円)
1	改善対象期間 (令和4年4月～令和5年3月)	(12ヶ月間)
2	処遇改善加算金収入見込み ※注1 (R4年度稼働率見込みにて試算)	27,720,000 円
3	特定処遇加算金収入見込み ※注2 (R4年度稼働率見込みにて試算)	8,164,800 円
4	加算算定したR4年度の賃金見込み額	174,854,504 円
5	加算を算定しない場合の賃金見込み額 (H23年度当初の額が基準)	143,456,851 円
6	賃金改善の見込み額	31,397,653 円
7	介護職員1ヶ月1人あたりの改善額 (38,923,472円÷46.2人÷12ヶ月)	56,633 円

注1) 介護報酬総単位数× 8.3%(特養加算率) 10.4%(デイサービス加算率)

2) 介護報酬総単位数× 2.7%(特養加算率)

【改善計画内容】

I 昇給・賞与（規程による）

※賞与支給額は計画では3.6ヶ月を基準として試算しているが、加算等も含め実施については業績次第である。

II 年末年始 2,000円×6日×30人（概算）＝360,000円

Ⅲ 夜勤手当 1回*8,500円、待機手当 1回*2,500、早朝手当 1回*750円

Ⅳ 法定福利費

Ⅴ その他の処遇改善（H20年10月以降継続のものを含む）

- ・職員の資質向上（専門性及び技術力の向上、気付きと配慮が出来る職員の育成）
- ・キャリアコンサルタント導入の継続（全職員対象面談・評価制度導入等）
- ・資格取得のための支援の実施、給与規程の改定により手当の増額
- ・介護技術、知識の向上のため外部・内部研修の充実
（喀痰吸引、認知症ケア、中堅職員対象の研修受講等含む）
- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生、休暇制度等に関する受講による雇用管理改善
- ・健康診断、こころの健康等の健康管理面の強化（ストレスチェックの実施）
- ・介護職員の腰痛予防対策（平成22年度から腰痛検査を年2回実施、腰痛ベルト購入のための助成金支給）
- ・業務改善提案制度導入
- ・ホームページ整備（人材育成理念の見える化）

Ⅵ 介護職員処遇改善支援補助金

- ・介護職員等の処遇改善について「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、毎月支払われる手当の引上げによる手当の引上げを行っています。
（参考：全体で、1月あたり350,000円の支給額を確保）
- ・令和4年10月以降についても、引き続き介護報酬の取得要件に沿った対応を行い、賃金改善の措置を講じることとしています。